

令和4年度 第12回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月20日（月）13時30分～14時10分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

| 区分 | 議席 | 職名 | 氏名 | 出席 | 欠席 |
|-----|----|---------|-------|----|----|
| 委員 | 7番 | 会長 | 千葉賢一 | ○ | |
| | 6番 | 会長職務代理者 | 石川文士良 | ○ | |
| | 1番 | 委員 | 千葉三智枝 | ○ | |
| | 2番 | 委員 | 青木慶 | ○ | |
| | 3番 | 委員 | 青木長男 | ○ | |
| | 4番 | 委員 | 千葉力男 | ○ | |
| | 5番 | 委員 | 鈴木正昭 | ○ | |
| 事務局 | | 局長 | 佐々木元 | ○ | |
| | | 次長 | 菅原正宏 | ○ | |
| | | 主査 | 島原理絵 | ○ | |

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第37号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について

議案第40号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第41号 令和5年度平泉町農作業標準賃金の決定について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和4年度第12回平泉町農業委員会総会を始めます。
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、2番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長と島原主査をお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につ
いて」、事務局説明願います。
- 菅原次長 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用について、計4件、
農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置
については、許可不要案件となりますが、農業委員会では事業計画書等の書類を
提出していただくことになっています。
1番、地目は畑、面積126㎡のうち1.44㎡を永久転用の事業計画となります。
楽天モバイル株式会社が、携帯電話基地局建設のため、コンクリート柱を建
設し、アンテナ無線機、電源設備を設置いたします。工作物の立面図の詳細は、
7ページに添付しております。
2番、地目は田、面積23㎡のうち1.44㎡。3番、地目は田、面積93㎡
のうち1.44㎡。4番、地目は田、面積936㎡のうち1.44㎡。いずれも
永久転用として農地所有者と賃貸借契約をおこなっております。
いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受
理いたしました。併せて、現地確認後に、農地法第5条申請の許可は不要ですが、
知事への協議が必要となります。今回、その届け出があり、農業委員会から岩手
県知事宛てに進達したとの報告です。
報告事項は以上でございます。
- 議長 それでは現地調査をした委員、3番委員。
3番委員 2月10日に、2番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。
4件それぞれ現地を確認しましたが、周りの農地に与える影響がないと判断しま

した。

議長 ただいまの「報告第25号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第25号」を終わります。

議長 次に、「報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

双方の話し合いによる合意解約2件です。

議長 ただいまの「報告第26号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第26号」を終わります。

議長 それでは議案審議に入ります。「議案第37号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

菅原次長 番号155は、令和4年度農地パトロールにより非農地に該当すると判定され、相続人より非農地証明願が出されたもの1筆です。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について」、二つに分けて審議いたします。

議長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に係る[]委員は一時退席をお願いします。

議長 暫時休憩します。(13:47)

議長 再開します。(13:48)

事務局より説明をお願いします。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

貸付人の労働力不足ための賃貸借設定1件、事前にお渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、3番委員。

3番委員 2月10日に、2番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借8は、今年度まで別の中心経営体の方が耕作していたことから、農地として問題はありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

- 議 長 暫時休憩します。(13:53)
- 議 長 再開します。(13:54)
- 議 長 引き続き、「議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について」、審議いたします。事務局より説明をお願いします。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 遠方居住により耕作困難による賃貸借設定1件、事前にお渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 それでは現地調査をした委員、3番委員。
- 3番委員 2月10日に、2番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借9は、今年度まで、保全管理をしていた農地を路地で加工用トマトの栽培をする予定となっておりますので、農地として問題ございません
- 議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
- (なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員、可と決定します。
- 議 長 次に、「議案第39号農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 2年間の配分計画1件です。配分理由として、地域内の話し合いによる中心経営体や適格団体への集積やその集積に協力するためとなっております。
- 議 長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。
- (なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員、意見なしと決定します。
- 議 長 次に、「議案第40号 農業改善計画の認定に係る意見について」、を議題といたします。なお、審議案件が1件追加となりましたので、併せて審議しますので事務局より説明をお願いします。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 5件の更新申請です。農業所得目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。
- (なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

議長 次に、「議案第41号 令和5年度平泉町農作業標準賃金の決定について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

標準賃金の設定にあたりましては、令和5年2月13日に開催された農業労働力調整協議会で、委員の皆様に慎重なご審議をして頂き、協議会長より答申がありましたので提案させていただきます。昨年度と比較し、物価及び燃料等の高騰に伴い、育苗・溝切り・畦畔塗りを除き、一律2%上がったことがあげられます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり決定します。

これをもちまして、令和4年度第12回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時10分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ㊞

署名人 2番 青木 慶 ㊞

署名人 3番 青木 長男 ㊞